


令和3年 ごみ収集カレンダー(町内会)

東幸町、西幸町、東町、元町、旭町、大町、仲町、栄町、若富町、若葉町、末広町、日出町、温泉保養センター近郊

ごみは収集日の当日(朝8時まで)に、ごみステーションに出してください。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4月からスプレー缶の出し方と収集日が変わります スプレー缶は穴を開けず、資源ごみの日へ 第1・第3金曜日に、スプレー缶のみ分別して 透明または半透明の袋を出してください。						
				1 生ごみ 容器包装廃プラスチック	2 缶、ビン、ペット ボトル、発泡スチ ロール・トレイ・ スプレー缶	3
4	5 生ごみ	6 燃やすごみ	7 埋めるごみ	8 生ごみ 容器包装廃プラスチック	9 新聞、雑誌、 段ボール、 紙製容器包装、 紙パック	10
11	12 生ごみ	13 燃やすごみ	14 埋めるごみ	15 生ごみ 容器包装廃プラスチック	16 缶、ビン、ペット ボトル、発泡スチ ロール・トレイ・ スプレー缶	17
18	19 生ごみ	20 燃やすごみ	21 埋めるごみ 有害ごみ	22 生ごみ 容器包装廃プラスチック	23 新聞、雑誌、 段ボール、 紙製容器包装、 紙パック	24
25	26 生ごみ	27 燃やすごみ	28 埋めるごみ 粗大ごみ	29 生ごみ 容器包装廃プラスチック	30 第5週目は資源 ごみの回収 を休みます	

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
新型コロナウイルスなどの 感染症対策のため、ごみ袋 はしっかり縛って封をして出 してください。						
		1 燃やすごみ	2 埋めるごみ	3 生ごみ 容器包装廃プラスチック	4 缶、ビン、ペット ボトル、発泡スチ ロール・トレイ・ スプレー缶	5
6	7 生ごみ	8 燃やすごみ	9 埋めるごみ	10 生ごみ 容器包装廃プラスチック	11 新聞、雑誌、 段ボール、 紙製容器包装、 紙パック	12
13	14 生ごみ	15 燃やすごみ	16 埋めるごみ	17 生ごみ 容器包装廃プラスチック	18 缶、ビン、ペット ボトル、発泡スチ ロール・トレイ・ スプレー缶	19
20	21 生ごみ	22 燃やすごみ	23 埋めるごみ 粗大ごみ	24 生ごみ 容器包装廃プラスチック	25 新聞、雑誌、 段ボール、 紙製容器包装、 紙パック	26
27	28 生ごみ	29 燃やすごみ	30 埋めるごみ	 ペットのフン、猫砂は 燃やすごみです。 ペットと散歩するときは 常に袋を持ち歩き、 フンは必ず拾いましょう。		

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
屋外焼却は禁止 簡易焼却炉やコンクリート管などでごみを燃やすことは、法律で禁止されています。畑や道路などの 維持管理による草刈処理及び農作物の殻などの処理は例外として認められていますが、消防支署 へ届出が必要です。						
				1		
2	3 生ごみ	4 燃やすごみ	5 埋めるごみ	6 生ごみ 容器包装廃プラスチック	7 缶、ビン、ペット ボトル、発泡スチ ロール・トレイ・ スプレー缶	8
9	10 生ごみ	11 燃やすごみ	12 埋めるごみ	13 生ごみ 容器包装廃プラスチック	14 新聞、雑誌、 段ボール、 紙製容器包装、 紙パック	15
16	17 生ごみ	18 燃やすごみ	19 埋めるごみ	20 生ごみ 容器包装廃プラスチック	21 缶、ビン、ペット ボトル、発泡スチ ロール・トレイ・ スプレー缶	22
23/30	24/31 生ごみ	25 燃やすごみ	26 埋めるごみ 粗大ごみ	27 生ごみ 容器包装廃プラスチック	28 新聞、雑誌、 段ボール、 紙製容器包装、 紙パック	29 

適正なごみ排出のお願い

埋めるごみに、汚れの付着した廃プラ等を入れしないでください。

食品が付着したもの、洗っていない食べ物容器等が多いと、異臭やハエが発生しカラスやキツネなどの野生動物がごみを荒らして、処理場管理に支障をきたします。

食べ物・油等が付着して汚れている廃プラ等は、燃やすごみです。

◎ 洗うことができない、洗っても汚れが落ちない物は衛生的に処理するため「燃やすごみ」に出してください。

発砲スチロール・トレイ、廃プラ等はきれいに洗ってリサイクルにご協力ください。

※プラマークが表示していても容器包装以外のプラ加工製品(例:ストロー、スプーン、フォーク等)は洗って「埋めるごみ」としてください。

3Rの推進にご協力ください

3Rとは Reduce(リデュース:減らす) Reuse(リユース:再使用) Recycle(リサイクル:再資源化) 3つの単語の頭文字「R」とったものです。

そして、3Rは順番が大切で、資源の消費、ごみの発生を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生し利用すること(Recycle)です。

まずは、身近にできるところから、心がけていきましょう。

▶ **ごみ出しの前に、再度袋の中身のご確認をお願いします。** ごみに関するお問い合わせは、訓子府町役場町民課(電話47-2203)へ